第 13 期第 1 回石狩・後志地区海面利用協議会

日　時：令和８年３月 13 日　13 時 30 分から

場　所：北海道立総合研究機構

中央水産試験場３階　中会議室

事務局 （竹嶋）	定刻となりましたので、只今から第13期第1回石狩・後志地区海面利用協議会を開催いたします。 開催にあたり、北海道後志総合振興局産業振興部水産課課長の安住から御挨拶申し上げます。
安住課長	第 13 期 第１回 石狩後志地区 海面利用協議会の開催にあたり、石狩振興局、後志総合振興局を代表しまして、一言御挨拶申し上げます。 各委員の皆様方におかれましては、当協議会の委員の就任について、ご快諾いただいた上、大変お忙しい中、ご出席を賜り、心より御礼申し上げます。 また、日頃より道水産行政の推進に対して、御理解、御協力をいただいておりますことにつきまして、この場をお借りして、お礼申し上げます。 さて、当協議会につきましては、石狩後志振興局管内の海面における「漁業」と「海洋性レクリエーション」との円滑な調整を図ることを目的に、平成６年度に設置され、今年度から３年間を「第 13 期」として新たにスタートしたところです。 これまでの協議会では、「漁業者と遊漁者の相互理解の推進」を目的として、さけます資源保護のための河口規制や、後志管内で実施している、サクラマスの船釣りライセンス制などについて協議して参りました。本日につきましてもこれまでと同様に、河口規制、並びにサクラマスの船釣りライセンス制を議題としております。 河口規制につきましては、南後志地域の６河川おいて、従前よりサクラマス種卵確保のため、石狩後志海区漁業調整委員会指示により実施してまいりましたが、令和８年度の実施についても、先日９日に開催された第 23 期第 7 回石狩後志海区漁業調整委員会において決定したところでございます。 サクラマスの船釣りライセンス制につきましては、開始から今年で 21 年目を迎えることとなるため、より良いライセンス制としていくためにも、第 13 期の当協議会で引続きご意見をいただきたいと考えております。 その他、11 日に札幌で開催された全道の海面利用協議会にて取り上げられました、クロマグロ遊漁管理、遊漁船への安全設備の義務化、船釣りライセンス、 以上の３件についても情報提供させていただきます。 共通した海面や水産資源の利用に関しましては、漁業者と遊漁者の相互理解をさらに進めるための方策が、より一層必要であると考えておりますので、今後、当協議会で活発な意見交換があることを期待しております。委員の皆様からの忌憚のないご意見をお願いしまして、 簡単ではございますが開会の挨拶といたします。
事務局	まずは、本日、ご出席いただいております委員を紹介させていただきます。

（竹嶋）	漁業者代表、荒関　大委員でございます。 漁業者代表、茂木　隆文委員でございます。 遊漁関係者代表、野邉　正樹委員でございます。 海洋性レクリエーション代表、角野　章委員でございます。 学識経験者代表の尾下　悠希委員でございます。 今期就任され、出席いただいた委員の皆様に置かれましては、約3年間よろしくお願いいたします。 なお、本日ご都合により、海洋性レクリエーション代表の粟屋　政之委員、公益代表の北島　貴光委員が欠席となっております。 今回は第13期での最初の開催でありますので、本来であれば、今期就任された委員の方全員が出席可能な日程での開催が望ましいのですが、全員出席できる日程での開催となるような日程調整を行うことができず、大変申し訳ございません 続きまして、関係機関からの出席者をご紹介いたします。 石狩後志海区漁業調整委員会　中山事務局長でございます。 北海道石狩振興局産業振興部水産課　四氏課長でございます。 同じく北海道石狩振興局産業振興部水産課　小畑専門主任でございます。 最後に事務局の紹介をさせていただきます。先程挨拶いたしました 北海道後志総合振興局産業振興部水産課　安住課長でございます。 同じく北海道後志総合振興局産業振興部水産課　瀧本技師でございます。 そして、私が北海道後志総合振興局産業振興部水産課漁業管理係長の竹嶋と申します。 皆様、本日はよろしくお願いいたします。 なお、本日の協議会は、「付属機関等の設置及び運営に関する基準」に基づき、協議会終了後、本日の資料とともに議事録を公開することとなっておりますので、ご了承願います。 それでは、第13期第１回の協議会を始めさせていただきます。 石狩・後志地区海面利用協議会規約第４の（２）に基づき、当振興局　安住水産課長が座長を務めさせていただきます。ご協力の程よろしくお願いします。 それでは安住課長、お願いいたします。
安住課長	それでは早速ですが、次第に従い議事を進めさせていただきます。 議題の一つ目、サクラマス親魚確保対策について、事務局から説明願います。
事務局 （瀧本）	それでは、サクラマス親魚確保対策について、ご説明いたします。後志管内の重要な水産資源であるサクラマスにつきましては、その安定的かつ持続的な利用を図るため、道が策定する「ふ化放流計画」に基づく計画的、安定的な捕獲、採卵及び稚魚の放流が行われているほか、生息場所となる河川の環境維持を図るための魚道清掃が行われています。

	まず、資料１－１をご覧ください。 こちらの資料は、平成３年から令和７年までの後志管内でのサクラマスの漁獲量の推移を示したものです。 下の折れ線グラフにございますが、平成３年から平成 10 年までは、100 トン台から 200 トン台と幅はあるものの、漁獲量は比較的高水準で推移してきました。 平成 11 年から平成 29 年にかけましては、13 トンから 138 トンの間の比較的低水準で変動したあと、平成 30 年以降は毎年漁獲量が増加しており、令和 6 年度は 206 トンと回復傾向が続いていましたが、令和 7 年度は前年度比 34%の 70 トンと大きく減少するなど、現在も不安定な状況が続いています。 また、令和７年に地域の重要な親魚捕獲河川である尻別川で大量死が発生し、今後の来遊資源の減少が懸念されています。 続いて、資料１－２をご覧ください。 こちらは、これまで実施していた河口規制についての概略となります。 南後志地域では、ふ化放流計画の見直しに伴うサクラマスの必要親魚数や、海洋環境の変化への適応力が高いとされている野生魚の自然再生産の重要性を踏まえ、親魚の河川遡上の促進を目的として、令和３年から泊川及び千走川、令和 4 年から珊内川、古宇川、野束川、尻別川において、令和 7 年度までを期限として、北海道漁業調整規則による制限に加え、資料に記載のとおり、石狩後志海区漁業調整委員会指示による河口付近のサケ・マス採捕禁止期間を設定しておりました。 続いて、資料１－３をご覧ください。 これらの委員会指示による河口規制を実施した結果、年変動はあるものの半数の河川で概ね計画並みの親魚の捕獲が達成され、複数河川で生産された稚魚を河川間で融通することで概ね必要な放流尾数が確保されました。一方で、計画未達の河川では、増水による捕獲の中止や遡上自体が確認できなかった年があったことから、遡上状況の再調査や捕獲方法の再検証等による体制整備が予定されています。 来年度以降の河口規制の実施についてですが、引き続きこれまでと同様の河口規制を実施し、ふ化放流計画に基づく親魚捕獲や採卵、稚魚放流の継続を促進することにより、資源の維持・増大を図るためとして、日本海さけ・ます増殖事業協会から石狩後志海区漁業調整委員会に対して、河口規制に関する委員会指示の発動要請がありました。 現在までに、海区漁業調整委員会による漁協や遊漁団体など関係機関との協議、パブリックコメントによる意見募集及び公聴会の開催を行った上で、3 月 9 日に開催された第 23 期第 7 回石狩後志海区漁業調整委員会での審議を経て、令和 8 年度の実施が決定しております。 一枚めくっていただきますと、３月９日に決定されました、河口規制に係る委員会指示の書面と、その後ろに令和８年からの河口規制についての概略資料がございます。

	河口規制の実施による禁止期間や禁止区域については令和７年度までと同様の内容となりますが、委員会指示の実施期間につきましては、捕獲、採卵、放流のほか、遡上状況の調査や捕獲方法の検証などの取組状況を１年ごとに確認し、対応を検討するため、複数年度にわたっての実施ではなく、単年ごとの規制としております。 また、これまでは制限の対象魚種がさけ・ますとなっておりましたが、この間にいただいたご意見をもとに、サクラマスのみを対象とする内容に変更されております。 続きまして、資料１－４をご覧ください。 こちらは、昨年実施した河口規制についての周知・啓発活動の実績を記載しております。 これまでの説明にありました河口規制の内容について、一般の遊漁者に向けての周知・啓発のため、それぞれの河川の河口付近に啓発用看板の設置を行っております。これらの看板は、規制の開始日の前後に順次設置作業を行い、期間終了後に回収を行っております。 このほか、一般の方からの本件に関する問い合わせへの対応があった場合は、資料に記載の周知・啓発実績に計上するものですが、令和７年度につきましては、問い合わせはありませんでした。 説明は以上となります。
安住課長	ただいま事務局から説明していただきましたが、このサクラマスを対象とした河口規制につきましては、これまでも海区漁業要請委員会指示という形で河口規制をさせていただいていたところですが、その期間が今年で満了するということで、先般の海区委員会で引き続き河口規制を実施させていただく決定をいただいたところです、その内容としては、サクラマスは全道沿岸で漁獲されますが、ふ化放流自体を行っているのは日本海海域だけということで、日本海の漁業者の方からは資源に大きな期待をさせていただいているという背景や、野生魚への依存も極めて高いという状況もありまして、河川遡上をしっかり促進させていかなければならないということで、増協から海区委員会へ要請があったものと認識しています。日釣振事務局の野邉委員のところにもお邪魔させていただきましたけれども、遊漁者の方々、それと一般の方から、こちらも遊漁者かと思いますが、パブリックコメントですとか公聴会を開催させていただきまして、そういう方々からの意見もふまえて、河口規制を継続していくという決定をさせていただいたところでございます。 これにつきまして、何かご質問などございましたら、ご発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。
茂木委員	これって南後志の川ばっかりだけど、北はどうなっているのか？
安住課長	これはもともと、日本海増協からの要望に沿って委員会指示をかけているところであります。
茂木委員	結果的に増協から南の川にだけ規制をかけるという感じで来たということか？

安住課長	海区委員会のほうでも、他はどうなんだという意見は確かに出た。南は南で規制をかけていない河川はありますし、なんでそこはしないのかという意見も海区委員からありました。
茂木委員	わかりました。
野邉委員	一応、確認だけ。この期間が例えばまた８月 31 日だとか 10 月 31 日とか、そういう期間が来てまた過ぎて、またこういう場で公表しながら、こういう状況でしたということで報告をいただいて、また、もしやるとすればとか、という形で更新していくのか、更新しないとか、そういう形ですかね。
竹嶋係長	1 年が終わった時点で検証をして、それによってまた増協からの要望とかそういったものを見て、それで海区委員会指示にかけるのかどうかということが、海区委員会のほうでも検証するような形になると思います
野邉委員	ありがとうございます。
茂木委員	個の海面利用協議会で議論された話は海区委員会に反映されるのか。
竹嶋係長	海面利用協議会は、我々行政が、漁業と遊漁の調整を図り、円滑な海面利用を推進していくために、様々な情報提供をさせていただき、ご意見を伺う場となっています。 皆さんにご意見をいただきますが、何かを決定いただく会議ではございません。
茂木委員	何か海面利用協議会として、海区委員会に提案することもできないのか。
竹嶋係長	海区委員会としては、パブリックコメントの実施や公聴会を開催し、広く一般の方々からの意見も聴取したうえで、委員会指示発動の決定をしたところでございます。
安住課長	海区委員会の開催日と海面利用協議会の開催日の都合上もありますので、今回に関しては厳しいですが、頂戴したご意見は、次年度以降の委員会指示発動に係る海区委員会の場で提供することができます。
茂木委員	わかりました。
安住課長	よろしいですか。それでは、次の議題に進めていきます。 議題２つめ、「後志管内サクラマス船釣りライセンス制」について、事務局から説明いたします。
事務局 （瀧本）	それでは、資料２－１をご覧ください。サクラマス船釣りライセンス制は、サクラマス資源の保護と適切な漁場利用の調整を図るため、石狩後志海区漁業調整委員会の指示のもと海域を指定し、ライセンスを受けた者に限り船釣りができる制度として実施しており、今年で 21 年目を迎えます。当該ライセンス制度の対象期間は例年３月１日から５月 15 日までであり、対象者は、動力船によりサクラマスを目的とした船釣りを行う漁業者、遊漁船業者及びプレジャーボート所有者で、船舶ごとにライセンスの取得が必要となります。 また、釣り人においては、ライセンス取得船に乗船する必要がございます。 続いて、資料１枚おめくりいただき、資料２－２をご覧ください。 資料２－２は、昨年令和７年における、サクラマス船釣りライセンス制の釣果結果

	の概要となります。 まず、ライセンス承認数でございますが、令和７年の承認数は、一番上の表、右側の赤枠で囲んでおりますとおり、前年比 109%の 279 件でございました。 このライセンス承認数は、令和４年前後がピークとなっており、推測ではありますが、コロナ禍の影響により、密を回避するため、一般の方のサクラマス釣りが多くなっていたものと考えられます。続いて、上から２つ目の表、釣果尾数につきましては、こちらも赤枠で囲んでおりますが、令和７年は後志管内全体で昨年比 358%の 5,200 尾と大きく増加し、海域ごとで見ますと、神恵内村と積丹町が大半を占めており、これら町村合わせて総釣獲尾数の 98%を占める、5,110 尾の釣果がございました。続いて、中ほどの表でございますが、釣行人数は前年と比較し、旬ごとに増減はありますが、合計で前年比約１割増の、のべ 2,619 人となっておりました。 旬別の釣果と人数の推移につきましては、グラフのとおりとなります。 続いて、１人あたりの平均釣果尾数ですが、シーズン序盤の３月上旬から下旬の釣果が一人当たり 3.05 尾から 6.12 尾と例年と比べて非常に多く、シーズン全体で見ますと、前年の 0.6 尾に対し、令和７年は 1.99 尾となりました。 最後に、釣果報告の提出状況ですが、承認数の 279 件に対し、96%にあたる 269 件から報告を受けております。 次に、資料１枚おめくりいただき、資料２－３をご覧ください。 例年、振興局と石狩後志海区漁業調整委員会では、ライセンスパトロールとしまして、サクラマス船釣りライセンスの遵守状況の確認や、ライセンス制度の啓発を目的に、陸上において、帰港した船舶のライセンス承認の有無、章旗の掲揚状況などの確認を行うとともに、釣果情報の収集や、啓発用パンフレットの配布等を行っております。 資料２－３は、昨年のパトロール結果でありますが、例年釣果が多く見られる積丹町及び神恵内村で計２回実施しました。パトロールの結果、ライセンス未承認船や定数超過者などの違反者は確認されませんでした。 その他、例年に引き続き、海区委員会のホームページにおいて、ライセンスを取得する呼びかけや、ライセンス制度の啓発看板の設置ですとか、昨年と同様に管内各漁協に対して、遊漁船を兼業している漁業者等へライセンスの取得検討について指導をしてまいります。説明は以上となります。
安住課長	後志管内の船釣りライセンスの関係は、私のあいさつの中でも、21年目を迎える大変歴史のある制度となっています。船釣りのライセンスに関しましては後ほど説明がありますが、他の地区でもライセンスを実施している中で、後志ではサクラマスを対象として21年間やってきていると、そういう中で、去年も同じ話題を提供させていただいておりまして、ライセンスを取らないでやっている人がいると、そういう人たちへの周知・啓発・指導をしっかりやっていかなければいけないというご意見をいただ

	いてまして、それに対して、我々もパトロールをしたりですとか、文書で漁協、遊漁船業者に指導させていただいてはいるところではあるんですが、対象が一般の方々やゴムボートの方などもいらっしゃる中で中々周知が難しいところにあります。茂木委員は東しゃこたん漁協の組合長ですので、積丹町ではライセンスがとても多いという状況もありまして、ご意見をお聞かせ願いたい。
茂木委員	サクラマスライセンス協議会でも出たが、例えば報告漏れとかもある中で、ある程度の厳しさというものはなかったら結果的にライセンスを渡すっていうのを、渡す時点でもうちょっときびしさがあってもいいのかな、とも思うけど。きちんと守るところは守ってもらうという形で行かないと。資源的にも減っているような部分もあるわけだし、そういう意味の中でもきちんと漁獲というものに対する結果というのもきちんと出てこないとだめだと思う。そう思いますけどね。
安住課長	茂木委員はこの地域のサクラマスの船釣り協議会の会長もされているので、よくご存知かと思います。
野邉委員	大体の方に周知されているような状況なのかどうか、というところ。我々も積極的に釣具屋さんにも公表させていただいていますけども、最近は携帯電話で、クロマグロのことで、水産庁の方が自ら「こうですよ」とインスタグラムで出して説明されていたので、周知の仕方を我々もちょっと変えていかないと、若い世代もなかなか気にしなのかもしれない。知っていてやるのは言語道断ですが。
安住課長	まずは知らない人たちに対してどのような方法が伝わりやすいのか、検証が必要か。
野邉委員	ゴムボートでの出向に規制がないと一部認識されたら困るなと。
茂木委員	結局その辺なんだよね。遊漁船でも漁業者の場合はきちっとある程度の方向性を気を付ける形でできているけど、この前の北海道の協議会に出席したけど、マグロもそうなんだよね。報告しないでそれを商売にしている人達もいるみたいだし、だからそういう実態がある中である程度の、ライセンスという仕組みで認めているんだから、きちっと義務を果たしてもらう方向で、何らかの厳しさがあってもいいのかなっていう気がしたけどね。
安住課長	ありがとうございます。ほかに何かご意見はありませんか。
荒関委員	初めてのことでわからないんですけど、ライセンスがない船が釣りをしても逮捕されるとか、特段法的な力はないんですよね。
竹嶋係長	直ちに罰則が適用されるものではなく、段階を踏んだうえで、知事からの命令に従わない場合に、罰則が適用されることとなります。
荒関委員	罰金のみですか。
竹嶋係長	罰金のみですね。今のところは。
荒関委員	サクラマスはTACに入ってないのだったか？
竹嶋係長	入ってないです。ですから漁業法とかみたいに一発で検挙ということではない。
荒関委員	遊漁専業と遊漁兼業ってあるじゃないですか。どっちも漁業者の方はいますよね？

竹嶋係長	遊漁専業というのは、遊漁船だけをやっている方で、遊漁兼業というのが、漁業と遊漁船をやっている方です。
尾下委員	ライセンスというのは、期間ごとに毎年取得しなくてはならないものですか？
竹嶋係長	そうですね。１年の期間、今年なら令和８年３月１日から令和８年５月 15 日までの間でサクラマスを船釣りでやりますよ、という方々がとっていただいて、そして来年はまた令和９年で委員会指示がもし発動されれば、令和９年３月１日から令和年の５月 15 日の間のライセンスを取得してもらうということで、一年ごとです。
尾下委員	先ほど説明していただいたライセンスの承認状況を見ると、当初から見ると周知が進んだのかなと。そのあとコロナでちょっと減ったりとか、そういう感じのものではないですかね。
安住課長	平成 21 年からの数字を見ると、増えたとも言えないし減ったとも言えないような数字。コロナの時というのは逆に増えた。要は釣りをされる方がアウトドアで増えたので、令和２年とか３年、４年あたりが一番コロナ渦で、こうなった原因もおそらくコロナじゃないか、というところで考えているだけでわからないんですけども。
野邉委員	釣ると大変面白いというか、釣って食べてもおいしいと皆さんおっしゃるので、釣りたくなるという感じだと思う。実際、陸からでも釣れますけど陸からだと難しいというのもあるので、船に乗ったほうが、というのがある。
尾下委員	そうなんですね。
安住課長	承認数自体を増やすというよりも、承認を受けないで釣りをする人をなくしたいということですね。だからここの数字が増えたからと言って一概に喜ぶものでもないですし、モグリでやる人をなくしたいということで、周知しているところ。
荒関委員	プレジャーボートが圧倒的に多いですね。出航するマリーナとかってたくさんあるんですか。小樽にはでっかいところがあるじゃないですか。そういうところからしか出航できないのか、車で引っ張って行って砂浜から出ていくとか。
竹嶋係長	後志管内だと斜路を開放している港がまあまああるんですよね。そこは市町村の管理で許可を得た方々が引っ張ってきて、そしてプレジャーボートをおろしていく方が多い。
荒関委員	出ていくときに、何の釣りだとか、明確にしてやっていけば、ライセンスは漏れなくやっていけるんじゃないですか？全然関係ないところから勝手にいかれるというのはさすがに難しいのかなと思いますけど。
竹嶋係長	それもありますけどね。
荒関委員	密漁もありますからね。どっからでも降りていけるようなところがあること自体が、というところかなともいますね。
茂木委員	ゴムボートならどこからでも降りていけるから。プレジャーボートなら斜路とかがないとだめだけど、どこから来たのかわからないような船がいっぱいいる。
安住課長	積丹町の漁港とか、漁港の中にボート置き場みたいなところがいっぱいありますか

	ら。
荒関委員	そういうのは管理と言ったらあれですけど、把握しやすいですよね。そこから出ていく人たちは。
安住課長	そこにずっと船があるわけですから周知ははしやすい。
荒関委員	要は外から見て、おろして、また上げて帰って、関係ないところはそういうのがみえない。
竹嶋係長	そういう方々も問題ですし、やはりサクラマスのシーズンでもサクラマスを狙っていないといって、狙ってないようにみせる。
荒関委員	仕掛け見たらわかりますよ。
竹嶋係長	そうですよね。
荒関委員	釣りをする方ならだれでもわかると思いますけど。隠して持ち込んでいる人もいるんでしょうけど。
野邉委員	知らなかったって言われちゃうとしょうがないですけど、最低限やってこの人は知っているというか、知ってなきゃいけないようにしていかないとな、と思いますけどね。
安住課長	昨年、ゴムボート対策として看板を設置するなど周知に努めている。
竹嶋係長	付けているところはある。
茂木委員	だからこれ、ライセンス受けないで釣りをしているというなら、捕まえるというのは大事だと思う。結果的にさっき言ったようにライセンスを取得している船が旗でもなんでも掲揚するならきちんと、終了報告でもなんでもしているというのであれば、大体どの地区でもできるというのが、大体の形からわかってくるんだから、だからそこから外れる船ならどうなのよ、という話になって、探すと言ったら変だけど、そういうことも可能になる部分だって、考え方としてはある話だ。だからそういう部分でやっぱりきちっとある程度の、罰則というのもないのだから、ある程度のシュッとした形の中で報告でもなんでも受けるというような、実際にライセンスを受けている船がきちんとやってくれるというような体制づくりしかないから。それこそライセンスもらってるのかもあいまいな形の中でやってれば、どれがどの船だかわからないというような結論になってしまう。
安住課長	我々は周知をしっかりさせていただいて、ライセンスを取るにあたって前段に協力金をいただいていますから、そういう意味ではライセンスを取った方がライセンスを取っていない方への抑止力というか、それは期待しすぎてはいけないかもしれませんが、そういった部分も実際のところは期待できるところはあると考える。
茂木委員	それは方法論だけどな。ずるい人は関係ないから。
荒関委員	ライセンスの料金っておいくらですか。
中山事務局長	遊漁の専業者と兼業者が３万円、プレジャーボートが５千円、漁業者が３千円という感じです。

角野委員	すいません、せっかくですので。私、先ほど荒関委員がおっしゃっていた小樽マリーナの角野ですけど、たまたま私共のマリーナでいえばですね、今、200 隻ちょっとですけど、その中の 150 隻ちょっとがボートで、この 3 月から始まるサクラマスのこの時期に船を出す人というのはですね、ほとんどいらっしゃらないと。数隻ぐらいです。４月に入ってからやっぱり本格的に動かしだすかなという感じでなんですけど、はっきりとした数は把握してないので申し訳ないんですけど、毎年３、40 隻ぐらいですか、マリーナで窓口をしまして、今もまさしく、１月２月のところにですね、今年もサクラマスの時期ということで、釣りをする方は必ずライセンスを、ということで、PR して申し込みをしてもらって今ちょうど旗が来ていますので、私どもも窓口にのところに用意してお渡ししているような、手続きというか、流れになってます。4 月に入るときは、釣れるときは意外と釣れるんですけど、釣れないときはほとんど釣れないというのが続くものですから、やっぱりライセンスで登録してなかなか釣れないときいうようなことが続いているみたいです。我々はいずれにしてもすべてのオーナーさんにですね、サクラマスを釣るにはライセンスの登録が必要です、ということをずっと言い続けているというのが、今の実情ですね。それでも、すべての人がそういう認識をしているかどうかというと、ちょっと難しいというか、疑問なところもあるんですけどね。ただ、一応そういうことでかなり周知はマリーナとしては、ボートの所有者の皆さんは必要だという認識をしていると思います。
茂木委員	だからそういう部分でね、遊漁船はカウントせずにやってるからいいんだけどね、一般のレジャーでやってる人達も、その認識というのはやっぱり共有しないとダメなもの、というのは実際にあるわけ。ということは、漁業者でも、遊漁兼業でもか、結果的に今の資源管理というもののそういう状況の中でも、漁業経営というものが今現在知られている部分があるもんだから、やっぱりそれなりに数年でもそういうことをしながら、資源を確保するというような方向でみんな話してる状況なのに、釣りは何でもいいんだ、遊びの釣りはいいんだという感覚だけでくるなら、やっぱりライセンスを取得しない人たちも、まあこのくらいならいいのかな、というような感じでやってるというのは、実態という部分があるわけ。やっぱりそういう資源を共有するような形の中レジャーのほうも考えるような体制づくりをしていかないと、本当に水掛け論で解決できない問題だ。いつまでたっても。
角野委員	その努力はしているつもりなので。我々は本当に全オーナーさんにきちんと、このことはこれ、違うことは違うと、色々あるんですけど、きちんとお伝えしていくというような思いはありますので、それを受ける側がどういう風に受けるか、それはちょっとなんとも絶対自信を持てるものではないので、我々はやれることはやっているという。
茂木委員	別にマリーナさんのほうに押し付けているわけではなくて、これは行政のほうでやることなんだから。ただ、私が言いたいのは、そういうような一般の釣り人も漁業者

	も根底は一つなんだから、資源というのは守らなければ、というのがあるのだから、そういうものはやっぱりお互いに共有できるような、そういう体制にしていかないと。
安住課長	漁業者の方々は、釣り人の方々もそういうことをきちんと考えて守る方と、そうじゃない対極にいる方がいて、その対極にいる方々の行動がやっぱりより目についたりするものだから、どうしても漁業者側の目線からすると厳しい態度になってしまうというのは、これは全道どこでもそうだと思うんですけど、そういった中で、ライセンス制を敷くことで、一般の釣り人の方々に、今この資源はこういう状況にあり、だからこういう風に枠を決めさせていただいて、いろんなルールの中でやっていただくという、そういう枠を決めることで、少なくともライセンスを取っていただければ、そういういろんな周知もできますし、全体の流れをコントロールすることもできるようになるので、そういった部分でもライセンス制というのはすごく重要じゃないかなと思っているところです。
茂木委員	その方法の一つとして、やっぱりある程度は守らなかった人に対する厳しさっていうものもあってしかるべきだと思う。私は今このサクラマスの中の議論はしているけど、釣りの部分に関しては、マグロから、例えば、こういう議題に乗っかってタラでもほっけでも、何の魚でもそうだと思うんだろうと思うわけだ。まあ資源量からすれば釣ってる部分に関しては本当に微々たる、ゼロ点何パーセントだとかそういう世界かもしれないけど、やっぱり人間の心情として、それを商売にして糧にしている漁業者も現実にいる中で、やっぱりその資源管理という流れで、これだけ規制ではなんでも加えている今の現状で国の考え方で、そういう形でやっているような部分の中で、数字は別にして、方やどういうことをしてもいい、方や漁業者は規制する、ていうようなのはどうしてもそういう気持ちになるでしょ。だからそういうのがやっぱりね、取り除いてくれるようなものにしてくれないと、気持ちとしてどこかで爆発するとも限らないんだよ。だからそういうような方向でいってもらわないと、基本的にものを考えるならいろんな物事を決めていくというのはやっぱり大事だと思う。
安住課長	ありがとうございます。
荒関委員	質問なんですけど、ライセンスのお金ってどこにたどり着くんですか。例えば、漁業者って獲っているもので賦課金が発生するものって、稚魚の放流に使われたりとかいろいろあるじゃないですか。ライセンス料金はどうなのか。
竹嶋係長	料金は茂木組合長がやられているサクラマスの協議会に章旗代として入って、そこから旗が出ている形になりますね。
安住課長	それがふ化放流経費などに回されている。
荒関委員	釣りをする人にはちょっと申し訳ないんですけど、漁業者の賦課金と比べたらライセンス料金がちょっと安いのかなと思ったんですよね。それがもうちょっと高ければいいというものじゃないですけど、もっと稚魚の数を増やすとかそっちの方に、釣る人も釣れればね。

安住課長	安定して釣れれば安いと感じるかもしれない。
荒関委員	そうですけど、それはもうその年その年で、漁師でさえも獲れた、獲れないは上下がすごいですから。だからそれは同じ気持ちになって釣る人も自分達が稚魚の放流を、毎年釣りに来るなら協力する、というくらいの気持ちで、もうちょっと金額を上げてもいいのかなと。
野邉委員	日釣振（日本釣振興会）では皆様からのお金を募金で預かって、それで稚魚を放流して、というような形になります。最近は、どこで放流してはいけなくて、きちんとDNAのことを考えながらやらなきゃいけないというのがあって、そういう感じですね。以上です。
安住課長	ありがとうございます。次に、「北海道海面利用協議会について」の議題に入りたいと思います。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局 （瀧本）	資料３－１クロマグロの資源管理についてをご覧ください。クロマグロについては、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、各国が国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、厳しい資源管理措置に取り組むことになりました。国はクロマグロについて、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、この漁業資源管理の実効性を確保するため、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示により、遊漁者の採捕についても小型魚（30㎏未満）の採捕禁止や１月ごとの採捕の上限を設定をするなど、規制を伴う一定の管理を実施しています。 次のページをご覧ください。クロマグロ遊漁の管理方法・状況について説明いたします。上段の令和７年度の表をごらんください。令和７年度表の左端上から採捕時期・採捕上限、その下に実際の採捕数量、採捕が禁止された期間、主な漁場が掲載されています。 左下に地図、海域図を掲載しております、文字が小さくて申し訳ありませんが、北海道の日本海側がＪ９、太平洋側がＪ１海域となっています。なお、青色の網掛は北海道に関係する部分を示しております。 管理方法については国で毎年検討を重ねており、令和７年度は全国で年間60トン、毎月５トンを上限とする範囲で管理することで始まりました。北海道沿海でクロマグロが採捕される時期は、大体、８月秋口からとなります。 昨年は６、７月の採捕数量が５トンの上限を大幅に超えたため、国は９月以降の採捕数量の上限を５トンから３トンに減少して管理する変更が行われています。 令和７年度の表の下に、参考までに令和６年度の実績を掲載していますが、こちらも４～５月に上限以上の数量を採捕したことから、当初計画では６～８月は８トン上限でありましたが、その月以降の採捕上限数量を計画より減少させて管理しております。 昨年の道海面利用協議会でも、北海道など、年の後半にマグロを採捕する地域にと

	って、資源を公平に利用できないため検討の余地があるのではないかという旨の意見が多く出されました。 この件については、右下に参考として掲載していますが、国でも専門部会において、令和８年度について海域ごとの管理方法も案として検討はしております。ただ、この期間区分の妥当性や、遠方から採捕しにくる場合についてなど、データを集める必要があるなどの理由で別の案が採用されています。 令和８年度の管理方法ですが、次のページをごらんください。 上段左端ですが、基本的には令和７年度と同様で、前年から追加となった部分としては、大型魚の採捕がこれまで１人１月１尾までの制限が、１人２月１尾まで制限となったことなどです。また、前年までは１月５トンを超えた場合には、翌月から上限を調整していましたが、変更後は「翌々」月から上限を調整する形となります。 さらに、令和８年度はこれまでと別の管理方法として、届出制度が導入されます。 届出制度に係るポスターを右側に記載していますが、遊漁者、遊漁船業者、PB 等の船舶と３つの区分を設定し、事前に届出を義務づけることで、くろまぐろの採捕者の全体像の把握を目的としています。この制度により、これまで情報少なかった PB などについても隻数等の把握が可能となります。 次のページをご覧ください。届出の概要、クロマグロ釣りの行う遊漁者等が事前に報告する必要がある項目が記載されています。左端の遊漁者は氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、遊漁船とプレジャーボート等のその他の船舶については、そのほかに船名、船舶番号又は船舶検査証の番号、入出港する予定の場所を届出することになっております。 資料３－２の説明に入ります。令和４年に知床で発生した、26 名が死亡・行方不明となった遊覧船沈没事故を契機に、旅客船や遊漁船などに法定無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ、隔壁の水密化等が義務化されることとなりました。北海道が登録事務を担っている遊漁船については、適用日が延期されていましたが、国が令和８年 10 月の適用に向けて規則等の改正予定との公表したことから、全ての遊漁船業者に周知されたところです。初めに、道の遊漁船業の状況を説明させていただき、次に安全設備の説明に入ります。上段の振興局別の登録数の表をご覧ください。令和７年３月末時点で、全道の遊漁船業者は漁業と遊漁業の両方を営む兼業者が 516 名、遊漁船業のみを営む専業者が 257 名、合計で 773 名となっております。 左下には北海道の遊漁船業者数の推移を掲載しており、平成 27 年には 1,137 件でしたが、令和６年度末時点では 773 名であり、左下には北海道の遊漁船業者数の推移を掲載しており、左下には北海道の遊漁船業者数の推移を掲載しており、平成 27 年には 1,137 件でしたが、令和６年度末時点では 773 名であり、平成 27 年の約７割に減少しております。右下には遊漁船の隻数の推移を記載しておりますが、令和７年３月末時点で、全道には 886 隻の遊漁船が登録されており、平成 27 年の 1,252 隻と比較して７

	割となっております。 次のページをご覧ください。 遊漁船への安全設備義務化に係る経緯を記載しております。 冒頭でも若干触れていますが、国は知床の事故を契機として安全設備の義務化を決定しましたが、遊漁船についてはパブリックコメント等の結果を踏まえ適用日が延期となっていました。それ以降、有識者からなる検討会における議論や、説明会の実施、遊漁船業者に対する補助金支援等を確保できたことから、遊漁船についても令和８年10月からの施行に向けて事務が進められております。 次のページをご覧ください。 遊漁船業の安全設備の適用日（案）です。 陸上との間で常時通信できるようにするための法定無線設備、海難発生時に自船位置情報を発信するための非常用の発信装置、荒天時に落水せず乗り移りが可能な救命いかだ等、この３つの設備の適用日は令和８年10月１日で、中間検査又は定期検査まで、経過措置があります。沈没を防ぐ、または退船までの時間を確保するための隔壁の水密化等については、令和９年４月１日からの適用日となっており、同じく中間検査又は定期検査まで経過措置があります。次のページをご覧ください。遊漁船の安全設備に対する補助事業について掲載しております。業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等、浸水警報装置・排水装置について２／３の補助が対象となります。当該補助事業については、日本財団の助成を受けた、（一社）日本中小小型造船工業会が、遊漁船の安全・安心確保推進事業を設け、申請専用のホームページを３月23日に開設予定となっております。 資料３―３をご覧ください。こちらは、北海道全体での船釣りライセンスの実施状況についての資料となります。 当管内での実施状況については先ほど説明した通りでございますので、こちらは簡潔に説明したいと思います。各地の船釣りライセンスは、限られた漁場における輻輳（ふくそう）事故防止や、釣獲圧の抑制等のために実施されており、現在、全道５地区でさけ及びサクラマスの船釣りでライセンス制度を実施しております。資料には各地域のライセンスの概要、ライセンス取得者（船側）と遊漁者への遵守事項を記載しております。ライセンス取得者に対しては、先ほど説明した当管内でのものと同様に、ライセンス証や章旗の掲揚、遊漁者に対する遵守事項の周知等が定められています。 ライセンス制度の導入により、漁具被害などのトラブルは減少していますが、各地で問題となっていますのが、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要なミニボート（ゴムボート）の事例で、漁船と漁場を共有しているため、両者から危険である旨の意見等が寄せられています。そのほか、資料には各海域でのライセンスの取得状況や釣獲状況などの結果を載せておりますので、後ほどお目通しいただければ幸いです。 説明は以上となります。

安住課長	北海道の海面利用協議会で情報提供された内容について、3点ほどご説明をさせていただきました。一つ目は、クロマグロの資源管理ということで、遊漁に対しての対応というところで、TAC魚種でありますので、漁業だけではなく、遊漁に対してもしっかりと資源管理をするということを踏まえて、国のほうでも遊漁に対する管理体制について毎年のように新たな措置を講じてきているところでございます。4月から届出制が始まり、釣った場合には届出をするということが義務付けられているところでございます。2つ目に、遊漁船に対する安全設備の搭載の義務化ということで、みなさんご存じのとおり、知床の観光船の事故に端を発して、国土交通省のほうで安全設備の義務化を決定したところです。その施行日の説明と、それを装備するための補助事業とかの準備も整ってきたと、そういう内容の説明でした。最後、船釣りライセンスの実施状況ということで、後志管内のサクラマスを対象としたライセンス制が全道で導入されている状況の情報提供でした。この３件に関して何かご意見、ご質問などありましたら、いかがでしょうか。
野邉委員	ご質問いいですか。クロマグロ遊漁の届出状況はどのようになっているでしょうか。水産庁の発表とかもありましたが、私も展示会がありまして、釣り具関係者の皆さんでお越しになった、集まったメーカーさんとかが集まった場所だったので、クロマグロの件で触れさせていただいたりだとか、告知にも十分気を使いながら、前の月には道庁様からお電話をいただけておりますので、告知に努めるように店舗のほうにはお伝えはしてるところなんですけども、なかなか、どのくらい来てるのかというのは実感がないものですから。
瀧本技師	こちらは情報提供されたものがありまして、令和８年２月13日時点の数字なんですけれども、対象者の重複を含みますと、4,313件の届出があるそうです。内容としては、遊漁者が3,457件、遊漁船業者が902件、そして遊漁船以外のプレジャーボート等の運行者につきましては、1,399件の申請が全国で挙がっているそうです。
野邉委員	これはどこかのホームページか何かで公表されてますか？
瀧本技師	そちらは確認してみます。
野邉委員	ホームページだと難しくて。
茂木委員	これ、北海道のほうに出まして、ちょっとしゃべってきたんだけど、去年の、曳縄やってるあれ、振興局から道に伝えてる？
竹嶋係長	本庁の方には伝えました。
野邉委員	どんなことがあったんですか。
茂木委員	プレジャーボートでのトローリングが行われているようだ。
野邉委員	それはだめですね。
茂木委員	それで網でもなんでも、標識を切ってるわけ。見たわけじゃないから正確かどうかはわからないんだけど、漁師の人達はロープの切り口だとか、そういうのを見ればどういう状況の中で何をしているかは大体想像がつくから、そういうことで被害があっ

	たという実態で、その近辺はやっぱり曳いてる船はあるわけだ。そういう、いわゆるボンデンというんだけど、標識のことを、その近辺をそういう曳縄をしてるプレジャーボートがいるわけ。遊漁船の人たちはほとんど地元だから、その辺の理屈は理解しているからそういうことはしてないけど、結果的にそういうプレジャーボートだとかってそういう人たちは漁具をひっかけて歩いてる。そういうことが実際起きてるわけだ。そういうのを取り締まってもらえるような形にしてもらえば助かるわけ。
竹嶋係長	そこは言っておきます。
茂木委員	話したら違ったぞ。
竹嶋係長	去年伝えてますので大丈夫です。
荒関委員	各浜でやる漁は時期で違うと思うが、石狩でも結構被害はある。例えば、たこ箱漁ってアンカーをつけてやるんですけど、それにぶら下がって釣りしたりするから、アンカーがしけちゃったりとか多々あるんですよね。
茂木委員	そういうことがあるの？
荒瀬委員	あります。タコ漁って防波堤の沖なので陸からは見えないので、結構多いんですよね。あとは春先で言ったら、４月くらいからワタリガニを獲ったりするんですけど、浅いところだと水深2メーターぐらいのところに網を入れるので、走られると網を持っていかれちゃうんですよね。だから、各浜で、この時期はこういう漁をやってる、この辺はこういう水深で走れませんとか、そういうのも各浜で違うと思うんですけど。
野邉委員	いわゆるゴムボートですよね。
荒関委員	いや、ゴムボートなら網巻いたら機械が壊れて動けなくなる。ある程度大きい動力のプレジャーボートとか。100馬力とか。ゴムボートなら10何馬力とか、あっても20馬力ぐらい。
茂木委員	だいぶ悪質だね。
荒関委員	昔定置とかやってるとき、なまこの密漁が流行ったんで、ギャングの船がロープを切っていってたことがあったらしいんですよ。そしたら手網もいっちゃうじゃないですか。そういうのもすごいあったので、その時は川から出れないようにしてたみたいですけど。しっかり守ってる人がいる中で、そういう違反をする人がいると、釣りをやってる人のマナーが悪いっていう風に見られちゃうじゃないですか。しっかりやってる人はしっかりやってるんで。
茂木委員	あれは本当にモラルの問題だからね。これって例えば、ボートを売ってるメーカーっていろんなメーカーがあるんだろうけど、こういうプレジャーボートにもAISだとか、付けることってできないの？まあこれは行政の仕事なんだろうけど。行政というか、国の問題だよね。どれだけの隻数か。運輸局だとか海運局だとか、そこなら隻数は把握してるんだろうけど、例えばゴムボートならそういう登録とか何もないから。免許いらないから。だからそういう人たちの、実際にプレジャーボートの中でもそう

	いう取り扱いの船もあるみたいだから、そういう装置を付ければ、どこに誰がいるのだとはわかる。漁船関係なんかはみんなそういうので。
荒関委員	ゴムボートに限らずですけど、小さい船は気づきづらいので、AISを導入してほしいと思っています。あと、救助要請があった際にも、わかりやすいですし。
野邉委員	大体アンテナ付けてないですから。
荒関委員	ゆくゆくは、海に出る船はAIS必須になっていってほしいと思っています。
四氏課長	結構いるんですかね。
荒関委員	そうですね。大体石狩もヒラメが獲れだすころにはヘラ曳は禁止なんですけど。ボートで来るんです。そうすると刺し網に引っかかって、網を上げたらヘラが上がってきたりとかしますね。バケとかも上がってくるんで、ひっかけてたら切っていなくなるんでしょうけど。
野邉委員	年に1，2回しか釣りをしないような人はやらないんじゃないですかね
荒関委員	僕も釣りが好きなんで、気持ちはわかるんですが。
野邉委員	携帯で個々にこういう決まりがあるから駄目だよ、ていう、周知できるものがもしあるんだったら、多少は改善するかも。わかっててやるというのは問題外だけど。
荒関委員	すごい大きい話になるんですけど、ゆくゆくは漁組の網が入ってるデータとかを釣りをする人が共有できるような感じになると、そういうのも減るのかなと思うんですけど。どんどん機械が進化していって。
野邉委員	基本的に迷惑をかける人は釣り人とは言えない。
安住課長	免許がいらない規模のゴムボートは、そもそもいろんな規制をわかった上でやってる人が多いか？
数名	そうですね。
安住課長	できるならゴムボートでの遊漁は全部禁止にした方が一番安心かもしれないが、やっぱり海は人のものではないので、そこを禁止するというのはやっぱり難しいと思います。
荒関委員	だからこそAISを理由にできるのかなっていうのはちょっと思ったんですけどね。
安住課長	漁港の利用は原則禁止されていますが、そこ以外の浜からの上げ下ろしするっていうのは規制はない状況。
荒関委員	必ず何回かは救助の要請の電話がきます。風が強くなって動けませんとか。
安住課長	そういう時はいかないといけないですし。
荒関委員	予報も見てないのかなって。
茂木委員	結果的にはわからないのさ。どういう状況になると海だとどうなるっていうのを勉強不足の中でそういうのをするから。結果的にみんなに迷惑がかかる。
荒関委員	結構無法地帯ですよね。道路交通法はみんな知ってますけど、海の交通は知らない人が多すぎるんですよね。

竹嶋係長	それこそサップで遊んでて風に流されて帰れなくなって救助されたとかっていう話もよく聞いてますから。
荒関委員	川で鮭獲ったら捕まるとか、知らない人も多分いっぱいいると思いますよ。知ってる人が少ないです。強く言ってるんですけどね。
野邉委員	もしかしたら、学校教育で、という話にもなるかもしれない。
安住課長	ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。
荒関委員	石狩の浜益地区なんですけど、遡上河川に認められたので、今まで川のほうで釣りとかひどかったんですけど、河口のそばで釣りができないようになっていっているらしいんですよね。だから、マスだって同じですよね。釣りをするのに川のそばだったり。だから要は、マリーナじゃないとこの降りれそうなところとか、そういう。マスも遡上河川とか、当言う絡みがあるなら、そういうので、降りれそうなところを逆に封鎖しちゃえば、ボートは降りれないですよね。プレジャーボートから上の船は絶対角だったりとか港だったりするじゃないですか。そういうのがあれば、小さいゴムボートとかもどんどん減らしていけるのかなと。
四氏課長	荒関さんの今の話の、浜益でやってるやつは、私有地なので、その土地の所有者に協力してもらっていろいろと行っている。
荒関委員	何年も入れないそうですね
四氏課長	そういう形でやっているものですから、そういう意味では結構抑止力というか、そういう観点から効果的だなと。警察にも協力してもらって十分に。
荒関委員	先輩漁師が頑張ってやっとそこまで行けたんですよね。
安住課長	他にはありませんか。
一同	（意見等無）
安住課長	事務局からはありませんか。
竹嶋係長	ありません。
安住課長	特になければですね、これを持ちまして、第13期第１回石狩後志地区海面利用協議会を終了したいと思います。本日はお疲れさまでした。